

# 白山山系緑の回廊設定方針

平成14年3月設定  
平成29年3月一部変更  
令和4年3月一部変更

近畿中国森林管理局  
(中部森林管理局)

# 白山山系緑の回廊設定方針

## 1 緑の回廊の位置及び区域

### (1) 設定の目的

富山、岐阜、石川、福井の4県にまたがる白山山系は、庄川、手取川、九頭竜川、長良川等の源流であり、中部地区の貴重な水源地域として我々の生活に重要な役割を果たしているのみならず、原始的な天然林が広範囲で残存しており、全国でも西限とされる植物が多く分布するなど貴重な自然環境を有する地域として位置づけられている。

この白山山系の脊梁部を中心に国有林約6万haが存在しており、近畿中国森林管理局及び中部森林管理局では、その管理経営に当たり、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため、これまで自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を目的とした様々な保護林を設定するなど、優れた自然環境の保護・保全に努めてきたところである。

一方、世界的な動きとして平成5年に生物の多様性の保全とその持続的利用のための「生物の多様性に関する条約」が発効され、我が国としても締結国の一員として「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成24年策定）に基づき、積極的な取組が求められている。

このような状況を踏まえ、両局では、森林生態系の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を目的に設定している保護林の機能をこれまで以上に高度に発揮させるようそれぞれの地域における本来の生態系が有する多種多様な機能を支える自然の連続性に着目し、野生生物の生息・生育地の広域的なつながりを確保することにより個体群の交流を促し、種の保存、遺伝資源の保護などの取組を行うため、保護林を連結する緑の回廊を新たに設定することとし、森林の連続性を確保し、森林生態系の一層の保護・保全に資するものとする。

### (2) 位置及び区域の概定に当たっての考え方

次の事項を踏まえて、位置及び区域を概定する。

- ① 白山山系に位置する国有林に設定する。
- ② 森林生態系として保護・保全することが相当と判断される規模、形状を有するものになるよう設定する。
- ③ 保護林間を連続的に連結することを基本とするが、必要に応じて不連続な形状も可能とする。
- ④ 民有林との連携も考慮する。

### (3) ルートの選定に当たっての考え方

(2)により概定した位置及び区域に対し、次の事項を勘案して選定する。

- ① 緑の回廊は、その多様な生物種の移動経路を確保することを目的とするため、林相、地形等を考慮し、出来る限り連続して設定する。
- ② 保護林と緑の回廊との接続部の森林は、極力、林相が同質なものとなるよう配慮する。
- ③ 農林業、地場産業等への影響にも十分配慮する。
- ④ 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所を出来るだけ含むよう配慮する。
- ⑤ 緑の回廊の設定に当たり、既存の権利関係等については次による。
  - ・貸地等に区分されている林小班については、既存の権利を優先させる。
- ⑥ 緑の回廊周辺の民有林等管轄する国有林以外の箇所には、設定の趣旨及び影響等の理解を求めて、緑の回廊への参加を積極的に働きかける。

### (4) 着目する野生生物種

- ① 森林生態系を構成する多様な生物種全てを対象とし、生物多様性の維持を図る。
- ② 特に着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。緑の回廊設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、緑の回廊の区域に掛かる場合

にあつては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意する。

(5) 緑の回廊の幅と長さ

緑の回廊の幅は、森林生態系全体に着目するという点から、その森林の林相等を勘案し、出来る限り広範囲に設定し、多様な生物種の移動経路を確保する。

また、緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、緑の回廊の区域に掛かる場合にあつては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ（規模、形状等）を確実に確保する。

(6) 緑の回廊を設定する林小班

別紙のとおり。

2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

緑の回廊については、野生生物の生息や移動にとって良好な状態になるよう森林のタイプに応じて次のとおり、維持、整備を適切に実施する。また、実施箇所の選定や時期については、貴重な野生生物の生息などに影響が無いよう配慮する。

(1) 伐採に関する事項

- ① 天然林については、森林生態系を維持するため、適切な施業を実施する。
- ② 人工林については、対象箇所の状況を考慮し、画一的に行わない。  
多様な樹種や複数の樹冠層からなる森林を目指す場合は、裸地化を抑制するため部分的に実行し、単一の樹冠層からなる森林を目指す場合は、小面積、分散伐採によるモザイク的な林分配置、長伐期施業等を行う。  
また、下層植生の発達を促すため、間伐を積極的に行う。
- ③ 営巣、採餌、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木を保残するとともに、倒木、枯損木等についても巡視等の森林管理上、危険がないものは保残する。
- ④ 餌場の確保など必要な場合には、小規模な伐採を行う。

(2) 更新・保育に関する事項

- ① 更新  
更新は、稚幼樹の発生状況などに留意して画一的に行わないようにし、必要に応じて採餌木の植栽を行うなど、それぞれの林分の状況に合わせた施業を行う。
- ② 保育  
人工林の下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努める。  
また、野生動物の餌となるヤマブドウ、アケビ等については、植栽木の成長の支障とならない範囲で保残に努める。

3 緑の回廊の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

- ① 巡視  
巡視に当たっては、特に野生生物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者等に対する普及啓発に努める。
- ② 林地開発行為等への対応  
林地開発行為等については、緑の回廊の設定趣旨を踏まえ、原則として行わない。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、上記1の(4)「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して、慎重に対応する。
- ③ 動物との共生  
野生鳥獣被害に対しては、国民の理解の下に保護と被害防止の両立が図られるよう関係機関と連絡を密にする。
- ④ 森林環境教育、体験学習等の場としての活用  
野生生物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国民への理解を深めるための

取組や森林環境教育の場としての活用を実施する。

また、緑の回廊について国民の理解を深めるため、野生生物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、普及啓発のための看板の設置等を行う。

(2) 施設の整備に関する事項

緑の回廊内及びその周辺において必要となる観察施設等の整備に当たっては、その公益性について考慮し、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことのないように配慮する。

また、治山施設に関しては、国土保全上必要不可欠であることを踏まえ、野生生物の生息・生育環境に配慮しつつ実施する。

4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

緑の回廊の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施する。

(1) 実施体制

モニタリングの実施に当たっては、全国的な手法の検討状況を踏まえて行うこととし、学術的知見を有する試験研究機関等の協力を得るとともに、必要に応じて自然保護団体、地域住民等の協力を得る。

(2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果、得られた知見に基づき、緑の回廊の整備や管理等を適切に行うとともに、県、大学、研究機関等への情報提供にも努める。

(3) その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施する。

5 その他留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

野生生物に関する研修等を実施するとともに、関係行政機関、地方公共団体等との連携を図り、緑の回廊の整備・管理体制の充実に努める。

(2) 普及啓発

国有林における緑の回廊から得られた知見については、民有林における森林生態系に配慮した森林の取扱い等に活用できるよう、県、市町村等に対する情報提供を行う。

(3) 区域の変更等

モニタリングの結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は、保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行う。特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあつては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮する。

(4) 周辺民有林等との連携

生態系全体の広域的な保護・保全を図る意味から、今後のモニタリングの結果等を踏まえて、積極的に周辺民有林との連携を図る。

## 別紙

## 緑の回廊を設定する林小班

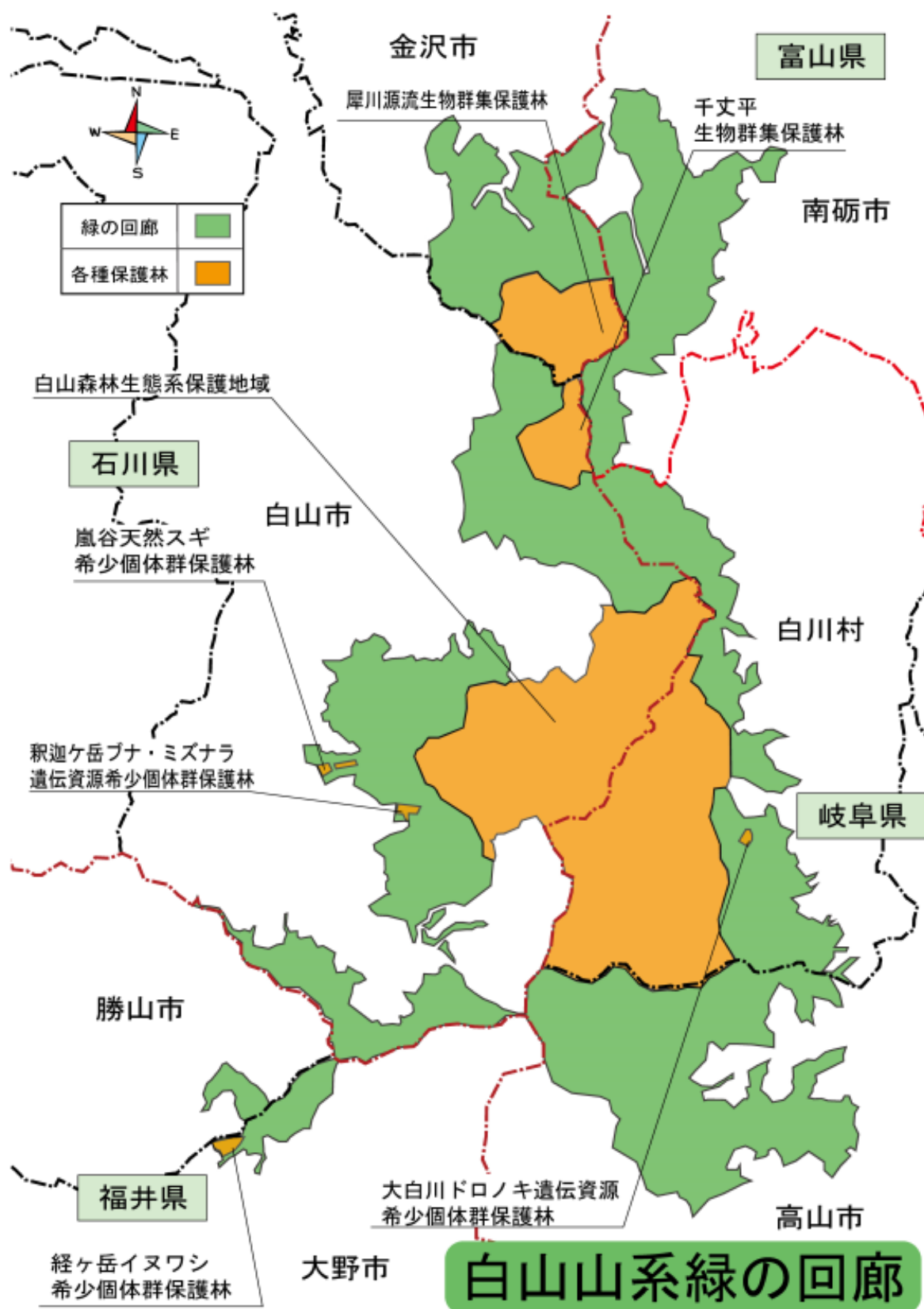
県	森林管理署	林 小 班
石川 県	石川森林管理署	三方山国有林 1, 2 千丈ヶ峰国有林 3, 1007～1012 蛇谷国有林 7～10, 11い1～3, は～イ2, ロ2, ロ3, ハ, 64ハ, 1013～1019, 1044～1047 大汝国有林 19～20, 21い, ろ, イ2, ロ, 23, 1020～1029 天ノ川国有林 28 嵐谷国有林 29～32, 33い1, い2, ロ, ハ 釈迦ヶ岳国有林 34, 35い1～ぬ6, イ 36-I～39, 1030, 1052 山伏山国有林 40～54-II 六万山国有林 55 犀川国有林 1040～1043, 1055～1058, 1063い, イ～ハ, 1064～1072

県	森林管理署	林 小 班
福井 県	福井森林管理署	経ヶ岳国有林 1003 赤兎山国有林 1006～1010 平泉寺国有林 1042い～に, イ, ロ 1043～1046

県	森林管理署	林 小 班
富山県	富山森林管理署	桂国有林及び西赤尾国有林 307～314 小瀬国有林 315, 316 小矢部国有林 401～410

県	森林管理署	林 小 班
岐阜県	飛騨森林管理署	野々俣国有林 4147～4151, 4154ろ, に, へ～ち, ぬ, る, た, れ, ニ 尾上郷国有林 4152い～つ, 4153い～る, 4154い, は, ほ, り, わ～よ, ハ, 4155～4163, 4164い～り, イ, 4165, 4166, 4167い～ち, 4168～4215 福島国有林 4324い～へ, 4325, 4326い～る, 4327～4332 大白川国有林 4333～4338, 4359い, は～へ, イ, ロ, 4360 三方崩国有林 4361～4363 荒谷国有林 4364, 4365い, は, イ, 4372い, イ, 4373, 4374 馬狩国有林 4375, 4376 加須良国有林 4377～4380

白山山系緑の回廊位置図



別添

評			価		項		目
着目する生物グループ (生態面からのタイプ分類)			当該生物種の生息地等に 共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境影響評価手続等において確認すべきこと		
大分類	中分類	小分類	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種	具体種ごとに留意すべき事項	
1 猛禽類・哺乳類等の保護に関すること							
猛禽類(留鳥型)の保護							
	イヌワシ	・ イヌワシは、崖地のある山地帯を繁殖地としていることが多く、山間部の開発により影響を受ける。 ・ 事業の影響を低減するためには「営巣中心域」「高利用域」「採食地」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。	① 生息状況の情報収集 ② 行動圏 ③ 自然環境 ④ 営巣場所 ⑤ 繁殖状況 ⑥ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・ イヌワシ	・ 衝突死をはじめとする生態への影響のリスクを限りなくゼロにするため、事業実施区域と営巣地を含む行動域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。また、イヌワシの幼鳥の狩りの練習エリアは特に重要であるため、位置を特定して確実に対応すること。 ・ 狩場は、夏季(展業期)と冬季(落葉期)で異なることに留意し、両方を特定して事業実施区域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。 ・ 環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。	
	クマタカ	・ クマタカは、山地の高木林に生息し、その巣は急斜面の樹木に作られることが多い。 ・ 事業の影響を低減するためには「営巣中心域」「高利用域」「採食地」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。	① 行動圏 ② 自然環境 ③ 営巣場所 ④ 繁殖状況 ⑤ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・ クマタカ	・ 衝突死をはじめとする生態への影響のリスクを限りなくゼロにするため、事業実施区域と営巣地を含む行動域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。 ・ 「止まり場所」と「森への出入りの位置」からの季節別利用場所(位置、環境)の解析を行うことにより、行動圏を確実に特定すること。 ・ 環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。	
	オオタカ	・ オオタカは、平地から丘陵地の森林を繁殖地としていることが多い。事業の影響を回避・低減するためには、「営巣中心域」や重要な採食地を含む「高利用域」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。	① 営巣場所 ② 繁殖状況 ③ 行動圏の内部構造 ④ 自然環境 ⑤ 社会環境の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・ オオタカ	・ 衝突死をはじめとする生態への影響のリスクを限りなくゼロにするため、事業実施区域と営巣地を含む行動域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。 ・ 環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。	
猛禽類(渡りをするもの)の保護							
	猛禽類(渡りをするもの)	・ 施設設置によるルートの阻害や迂回することによるエネルギー・ロスの問題および死亡率の増加が考えられるため、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 種ごとの渡りルートの情報 ・ 種ごとの渡りの中継地における、餌場と休息地等の情報 ・ 夜行性鳥類の渡りルート、生息情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・ 地域において希少とされている種(例) オジロワシ、オオワシ、ハチクマ、サンバ、ノスリ等 ・ 現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 ・ 地域において注目されている種	・ 衝突死をはじめとする生態への影響のリスクを限りなくゼロにするため、事業実施区域と営巣地を含む行動域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。 ・ 環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。	
その他希少な渡り鳥の保護							
	水鳥類	・ 繁殖、越冬、中継のために日本へ渡来することから、その餌場、休息地等について、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 餌場と休息地の移動機能を維持するため、衝突リスクを解析、予測・評価し、必要に応じて影響を回避・低減する保全措置が取られていることが確認できる情報	渡来する冬季を最低2シーズン(対象種による)	・ その地域において希少とされている種(例) マガン、ヒシクイ、オオヒシクイ、コハクチョウ、オシドリ等 ・ 現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 ・ 地域において注目されている種	・ 衝突死をはじめとする生態への影響のリスクを限りなくゼロにするため、渡りルート上の半島部や鞍部など尾根部を低高度で集中的に通過する場所、集団の中継地、繁殖地、越冬地その他高利用域の有無を確実に特定し、事業実施区域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。 ・ 環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。	
	その他	・ 繁殖、越冬、中継のために日本へ渡来することから、その渡りルート等について適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 渡りルート上で計画される場合、衝突リスクを予測・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減させる保全措置が実施されていることが確認できる情報	渡りの中心となる春季・秋季を最低2シーズン(地域による)	・ その地域において希少とされている種(例) アカショウビン、ヨタカ、サンショウクイ、マミジロ、ヤマシギ、コサメビタキ、コノハズク類等 ・ 現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 ・ 地域において注目されている種	・ 衝突死をはじめとする生態への影響のリスクを限りなくゼロにするため、渡りルート上の半島部や鞍部など尾根部を低高度で集中的に通過する場所、集団の中継地、繁殖地、越冬地その他高利用域の有無を確実に特定し、事業実施区域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。 ・ 希少猛禽類の定点観察を実施する際に、小鳥類の観察も並行して確実に実施すること。 ・ 環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。	
その他希少な鳥類の保護							
	その他鳥類	・ 森林内の様々な場所を利用して生活しており、特に樹洞や立枯れ木で営巣・採餌する種は原生的な植生の保護が必要となる。 ・ 地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 衝突リスクを解析、予測・評価し、必要に応じて影響を回避・低減する保全措置が取られていることが確認できる情報 ・ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況に関する情報	春季、夏季、秋季及び冬季の年4回を最低2シーズン	・ その地域において希少とされている種(例) ライチョウ、ミサゴ、ツミ、オオルリ、ヤマセミ、キツツキ類、フクロウ類、ブッポウソウ、ヤマドリ類等 ・ 現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 ・ 地域において注目されている種	・ 衝突死をはじめとする生態への影響のリスクを限りなくゼロにするため、事業実施区域と営巣地を含む行動域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。 ・ 風車や道路、作業ヤード等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。 ・ 営巣木・採餌木となる樹洞木や枯死木(立枯れ木など)の消失を避けること。 ・ 希少猛禽類の定点観察を実施する際に、小鳥類の観察も並行して確実に実施すること。 ・ 環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。	
希少な哺乳類の保護							
	哺乳類(コウモリ以外)	・ 地域により「絶滅のおそれのある地域個体群」とされている種もあり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況に関する情報	春季、夏季、秋季及び冬季の年4回を最低2シーズン	・ その地域において希少とされている種(例) ツキノワグマ、ヤマメ、ニホンモモンガ、ムササビ、カワネズミ、ニホンカモシカ、アズミタリネズミ等 ・ 現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 ・ 地域において注目されている種	・ ねぐら(出産育雛冬眠場所)、採餌場所、移動経路(季節移動含む)等の視点から十分な調査を実施し、位置を特定するとともに、事業実施区域と、ねぐらを含むこれら行動域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。 ・ 小型哺乳類の場合、行動域が狭いことを考慮し、風車、道路、作業ヤード等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。 ・ 営巣木・採餌木となる樹洞木や枯死木(立枯れ木など)の消失を避けること。 ・ ロードキル防止の措置をとること。 ・ 環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。	
	コウモリ類	・ 洞窟、樹洞、枯死木や生立木の樹皮下や幹の割れ目、建造物等をねぐらとして利用する。 ・ 飛翔場所(林冠上空、林冠付近、林内等)が種により異なり、適切な保全措置を検討する必要がある。	・ 確認されたコウモリ類に関して、ねぐら、繁殖場所、採餌場所、スワミング場所(交尾や情報交換を目的とした集合場所)、移動経路の情報 ・ 移動経路上やねぐら・繁殖場所付近で計画せざるを得ない場合、バッドストライク発生リスクを予測・評価し、その結果に応じリスクを回避・低減させる保全措置が確認できる情報	コウモリ類の活動期である春季～秋季を含む期間で継続的に調査	・ その地域において希少とされている種(例) キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンテングコウモリ、ヒナコウモリ、ヤマコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、ニホンコテングコウモリ、ウサギコウモリ、モリアブラコウモリ、カグヤコウモリ、ホンドリレンコウモリ、クビワコウモリ、ヒゲコウモリ等 ・ 現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種 ・ 地域において注目されている種	・ ねぐら(出産育雛冬眠場所)、採餌場所、スワミング場所、移動経路(季節移動含む)等の視点から十分な調査を実施し、位置を特定するとともに、衝突死のリスクを限りなくゼロにするため、ねぐらを含むこれらの行動域と事業実施区域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。 ・ 営巣木となる樹洞木や枯死木(立枯れ木など)、生立木の消失を避けること。 ・ 環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。	



別添

評			価 項 目				
着目する生物グループ (生態面からのタイプ分類)			環境影響評価手続等において確認すべきこと				
大分類	中分類	小分類	当該生物種の生息地等に 共通する特徴 (調査・確認する背景)	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種	具体種ごとに留意すべき事項
2 マイクロハビタットの保全に関すること							
希少な爬虫類・両生類の保護							
	サンショウウオ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>産卵や幼体の生息環境は池沼や水溜り等、成体(繁殖期以外)は林床に生息している。</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認されたサンショウウオ類に関して繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報。生息地となる林床に関する情報</li> </ul>	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) オオサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、クロサンショウウオ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。</li> <li>沢等の水の流れの分断や流路の変更、流水の汚濁を確実に避けること。</li> <li>暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。</li> <li>標高等により産卵時期が異なる場合や、産卵期が短い場合があることに十分留意し、調査適期を確実に把握すること。</li> <li>山地性のサンショウウオが生息する沢の水質に影響を及ぼす範囲(土砂の流入を含む)及び生息する沢の上流部の改変を避けること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>	
	イモリ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>池、湿地等の止水域に多いが、林道の側溝や、大きな河川脇の水溜りなどでも見かけることがある。</li> <li>基本的に、流れのある河川には生息しない。繁殖期は春から初夏にかけて、卵を中の水草や枯葉に産卵する。</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認されたイモリ類に関して一般的な繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報</li> </ul>	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) アカハライモリ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。</li> <li>沢等の水の流れの分断や流路の変更、流水の汚濁を確実に避けること。</li> <li>暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>	
	ヘビ・トカゲ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>種にもよるが水辺、草地、森林など比較的広い範囲に生息している。</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認されたヘビ・トカゲ類に関して特に広葉樹林や水辺における生息状況に関する情報</li> </ul>	春季、夏季、秋季、冬季の最低2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) タカチホヘビ、シロマダラ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>	
	カエル類	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼体の生息環境は池沼や水溜り等、成体は林床や樹木に生息している。</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認されたカエル類に関して一般的な繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報</li> </ul>	繁殖期を含む春季、夏季、秋季、冬季の2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) ナガレタゴガエル、モリアオガエル等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。</li> <li>沢等の水の流れの分断や流路の変更、流水の汚濁を確実に避けること。</li> <li>暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>	
希少な水生生物の保護							
	水生生物(魚類、水生昆虫類、底生生物、淡水貝類、その他両生爬虫類等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地周辺の溪流及び湿地等に生息している可能性があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地熱発電施設から排出されるガス、冷却水が付近の生物相に大きな影響を与えるおそれがあることから、周囲の水環境に与える影響に関する情報</li> </ul>	春季、夏季、秋季及び冬季の年4回を最低2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) イワナ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。</li> <li>沢等の水の流れの分断や流路の変更、流水の汚濁を確実に避けること。</li> <li>暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>	
希少な陸産貝類の保護							
	陸産貝類	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動能力が極めて低く、環境変化の影響を受けやすい側面を持つ。各地域での種分化が起こりやすい。</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認された陸産貝類に関して林内における生息状況に関する情報</li> </ul>	夏季、秋季の年2回を最低2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) トノサマガセル、コガネマイマイ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設、作業道、資材ヤード等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>	
希少な昆虫類の保護							
	チョウ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>成虫は、年1～3回発生し、幼虫期には種ごとに特定の植物を食草とすることが多い。</li> <li>生息地は、森林、採草地、農地、河川堤防、山地草原等と種により様々である。</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少チョウ類の生息・繁殖環境となっている草地・森林等(地域ごとにその群落構成種は異なる)の情報</li> </ul>	早春季(4月中旬)、春季(5月下旬)、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) ウスイロヒョウモンモドキ、クロシジミ、ベニヒカゲ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メタ個体群(ネットワーク化された生息地によってつながった集団)を形成する複数の生息地を特定し、事業実施区域との間に必要かつ十分な距離を確保すること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>	
	アリ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林に隣接した草原を好む。晩春～初秋の暖かい時期に活動する。</li> <li>種により営巣場所は多岐にわたり、営巣場所の選好性が比較的明確である。</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認された希少アリ類に関して、</li> <li>生息環境の情報</li> <li>食性に関する情報</li> <li>営巣に関する情報</li> </ul>	活動期を含む早春季(4月中旬)、春季(5月下旬)、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) ツノアカヤマアリ、エゾヤマアカアリ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設、作業道、資材ヤード等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>営巣木となる樹洞木や枯死木(立枯れ木など)の消失を避けること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>	

別添

評			価		項		目
着目する生物グループ (生態面からのタイプ分類)			当該生物種の生息地等に 共通する特徴 (調査・確認する背景)		環境影響評価手続等において確認すべきこと		
大分類	中分類	小分類	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種	具体種ごとに留意すべき事項	
		コウチュウ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>変態は卵 - 幼虫 - 蛹 - 成虫という完全変態を行う。幼虫には翅はなく、成虫とは食物が違うものも多い。</li> <li>種により食性も多様で、虫食、腐肉食、糞食、葉食、樹木食、樹液食、菌食、蜜食などがある。</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認された希少コウチュウ類に関して、</li> <li>幼虫の生息環境の情報</li> <li>食性に関する情報</li> <li>成虫の生息環境の情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成虫が出現する時期を含む早春(4月中旬)、春季(5月下旬)、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) オオチャイロハナムグリ、ヒゲトハナカミキリ、ルリクワガタ類等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設、作業道、資材ヤード等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>営巣木となる樹洞木や枯死木(立枯れ木など)の消失を避けること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>
		トンボ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>産卵は挺水植物や浮葉植物あるいは沈水植物の水面直下の生体組織内に行われ、幼虫は水中に生息し、小型の水生昆虫等を捕食する。</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認された希少トンボ類に関して、幼虫の一般的な繁殖地となる池沼や水溜り、溪流河川等に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早春(4月中旬)、春季(5月下旬)、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) ムカシトンボ、カオジロトンボ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設、作業道、資材ヤード等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。</li> <li>池、溪流、水たまり等の水辺の繁殖地の消失を確実に避けること。</li> <li>沢等の水の流れの分断や流路の変更を確実に避けること。</li> <li>暗渠で水を流す場合には、上下流口から小動物が移動できるよう配慮すること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>
		その他昆虫類	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な環境に生息し地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認されたその他昆虫類に関して、</li> <li>生息環境の情報</li> <li>食性に関する情報</li> <li>営巣に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動期・成長期を含む早春(4月中旬)、春季(5月下旬)、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) アカエゾゼミ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設、作業道、資材ヤード等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>
希少なその他無脊椎動物類							
		その他無脊椎動物類	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な環境に生息し地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認されたその他無脊椎動物類に関して、</li> <li>生息環境の情報</li> <li>食性に関する情報</li> <li>営巣に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動期・成長期を含む早春(4月中旬)、春季(5月下旬)、夏季、秋季の年4回を最低2シーズン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その地域において希少とされている種(例) ヤマスベザトウムシ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種</li> <li>地域において注目されている種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設、作業道、資材ヤード等の設置により生息地が消失又は分断されることを確実に避けること。</li> <li>事業実施区域とマイクロハビタットとの間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>営巣木・採餌木となる樹洞木や枯死木(立枯れ木など)の消失を避けること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>
3 希少ないしは重要な植物群落の保護に関すること							
		植物種の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少ないしは重要な植物種</li> <li>希少種の生息(生育)環境(マイクロハビタット)を構成している植物種</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>種子植物その他主な植物に関する植物相の状況に関する情報</li> <li>重要な種の分布、生育の状況及び生育環境(マイクロハビタット)の状況に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。</li> <li>種の同定には開花・結実期が適するため、文献等で生育が想定された対象種によっては、開花期が短いなど季節性が強い場合があることも留意し、調査時期を設定することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 高木性樹種・低木性樹種・草本類・シダ植物・蘚苔類・地衣類・キノコ類それぞれのグループについて検討すること</li> <li>その地域において希少ないしは重要とされている種・個体群の生息地(例) スギラン、ホテイシダ、ヤシヤビシヤク、ヒメシヤガ、着生ラン類、エビネ類、アサダ、オオシラビソ、シラカンバ、ヤチダモ、ハイマツ、ハクサンサイコ、ハクサンイチゲ、ハクサンコザクラ、ハクサンチドリ、ハクサンズゲ、ホテイアツモリソウ、キバナアツモリソウ等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少ないしは重要とされている種</li> <li>地域において注目されている種・個体(名木、巨樹、古木など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設、作業道、資材ヤード等の設置により個体群の生息環境(マイクロハビタット)が消失又は分断されることを確実に避けること。</li> <li>事業実施区域と個体群の生息環境(マイクロハビタット)との間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>遺伝的かく乱及び国内外外来種対策のため、緑化は現地発生表土や郷土種のみを使用し外来種の侵入を確実に防ぎ、侵入した場合は伐採・抜き取りを実施すること。</li> <li>事業実施区域内のシカ等による希少種等の食害を防止する予防的措置を講じること。</li> <li>希少な着生植物のホスト樹木の消失を避けること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul>
		植物群落の保護 ※特定の植物群落をマイクロハビタットとして利用する希少な動物種の保護については、「2 マイクロハビタットの保全に関すること」の評価項目により確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自然度の高い天然生林を特徴付ける群落</li> <li>希少ないしは重要な植物群落</li> <li>希少種の生息(生育)環境を構成している植物群落</li> <li>地域を特徴づける希少野生生物である場合があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>種子植物その他主な植物に関する植生の状況に関する情報</li> <li>重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況に関する情報</li> <li>自然環境保全基礎調査の植生図で、植生自然度8以上とされる森林の情報</li> <li>自然環境保全基礎調査における特定植物群落に関する情報</li> <li>旧保護林に関する地域の情報</li> <li>地域のレッドデータブックに掲載されている植物群落に関する情報</li> <li>植生と希少動物種の関係性に関する情報(樹洞を利用する野鳥や昆虫等の種に関する情報など)</li> <li>植生と希少植物種の関係性に関する情報(自然度の高い森林に依存する着生植物の情報など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自然度の高い植物群落(例)※亜高山帯以上の植物群落の記載を割愛しているので留意すること。チシマザサ・ブナ群団(オオバクロモジ・ブナ群集、ブナ・ヒメコマツ林等の下位集団を含む。)、ジュウモンジシダ・サワグルミ群集、アカミノイヌツゲ・クローブ群集、チャボガヤ・イヌブナ群集、チャボガヤ・ケヤキ群集、ヒノキ群落(自然林)、ヒメヤシヤブ・シタニウツギ群落、ヤマハンノキ群落、イヌシダ・アカシダ群落、ブナ・ミズナラ、ミドリユキザサ・ダケカンバ群団、ウラジロヨウラク・ミヤマナラ群団、オオバヤナギ・ドクノキ群集、オオシラビソ群集等</li> <li>※自然度の高い二次林については自然林に準じて対象にすること。</li> <li>その地域において希少ないしは重要とされている群落(例) 白山山系の亜高山帯・高山帯植物群、白山蛇谷のクロベ・ヒメコマツ林、白山大杉谷のブナ林、取立山のミズバショウ湿原、福井県大野市赤鬼山の風衝低木林等</li> <li>現地調査により新たに発見されたその地域において希少ないしは重要とされている群落</li> <li>地域において注目されている群落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電施設、作業道、資材ヤード等の設置により群落が消失又は分断されることを確実に避けること。</li> <li>事業実施区域と群落との間に適切な緩衝帯を確保すること。</li> <li>遺伝的かく乱及び国内外外来種対策のため、緑化は現地発生表土や郷土種のみを使用し外来種の侵入を確実に防ぎ、侵入した場合は伐採・抜き取りを実施すること。</li> <li>事業実施区域内のシカ等による希少種等の食害を防止する予防的措置を講じること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> <li>事業地周辺の森林を構成する主な樹種の期待平均樹高と、最下垂時の送電線の高さとの間に、十分な離隔距離をとること。</li> <li>事業地周辺の森林を構成する主な樹種の期待平均樹高と、風車のブレードの最下点との間に、十分な離隔距離をとること。</li> </ul>
		特別な個体の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾根部等の風衝地で強風の影響から植生全体を保護している特別な植物の個体や個体群。それを伐開してしまうと、そこから連鎖的に枯れ上がりや枯死・倒木が進み、森林全体が消失するため、確実に保護する必要がある。また、根系で斜面崩落を防いでいる個体についても同様である。これら、種自体の希少性は低い、保全上、特別な地位にある個体については、適切な保全措置を講じなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施区域が風衝地であるか否かの情報</li> <li>当該風衝地に生育する植生を強い風の影響から守っている特別な植物の個体の有無</li> <li>その他、斜面の崩落を抑制するなどの特別な個体が存在するか否かの情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも生育状況及び生育環境が把握できる1年間。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該風衝地等に生育する植生を強い風の影響から守っている特別な植物の個体</li> <li>その他、斜面の崩落を抑制するなどの、その場所において特別な役割を果たしている個体等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施区域が尾根部に掛かる場合は、その場所に生育する植生全体を強い風の影響から守っている特別な植物の個体を特定し、保護すること。</li> </ul>

別添

評			価		項		目
着目する生物グループ (生態面からのタイプ分類)			環境影響評価手続等において確認すべきこと				
大分類	中分類	小分類	当該生物種の生息地等に 共通する特徴 (調査・確認する背景)	調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種	具体種ごとに留意すべき事項
4 緑の回廊の連続性の維持に関すること							
	生態系の保護		<p>(上位性注目種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境のつながりや比較的広い環境を代表し、栄養段階の上位に位置する、大型でかつ個体数の少ない肉食動物または草食でも天敵が存在しないと考えられる種</li> <li>小規模な環境における栄養段階の上位に位置する種</li> </ul> <p>これらの生息場所が破壊されるとその存在に重大な影響を及ぼす可能性があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</p> <p>(典型性注目種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物群集の多様性、生態遷移を特徴づける種・群集又は生物間の相互作用や生態系の機能に重要な役割を果たすような種・群集(植物では現存量や専有面積の大きい種、動物では個体数が多い種等)で、これらの生息場所が破壊されるとその存在に重大な影響を及ぼす可能性があり、適切な保全措置を検討する必要がある。 </li></ul> <p>(特殊性注目種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模な湿地、雲霧林、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域など特殊な環境を特徴づける種・群集</li> <li>比較的小規模で周囲にはみられない環境を特徴づける種・群集</li> </ul> <p>これらの生息場所が破壊されるとその存在に重大な影響を及ぼす可能性があり、適切な保全措置を検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活史、生息・生育環境条件等に関する特性</li> <li>生息・生育している位置、個体数及び繁殖等の現況</li> <li>生息・生育していると推定される行動圏又は生育分布地</li> <li>行動圏又は生育分布地内における他の動植物との関係</li> <li>推定される餌等の種類とその分布面積及びそれらの関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物: 春季、夏季、秋季及び冬季の年4回(最低2シーズン)</li> <li>植物: 春季、夏季及び秋季の年3回(最低2シーズン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上位性注目種</li> <li>※各回廊ごとに、対象地域における生態系内での様々な食物連鎖に留意し、環境のスケールに応じて、事業ごとに対象となる生態系にふさわしい種を選定すること</li> <li>典型性注目種</li> <li>※各回廊ごとに、環境の階層的構造にも着目し、事業ごとに対象となる生態系にふさわしい種・群集を選定すること</li> <li>特殊性注目種</li> <li>※各回廊ごとに、特殊で占有面積が比較的小規模で周囲にはみられない環境に着目し、事業ごとに対象となる生態系にふさわしい種・群集を選定すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系の連続性を維持するために必要な回廊の幅(規模、形状)を確実に確保すること。</li> <li>地球温暖化の影響から、地域の動植物種が退避する移動経路(避難経路を含む)となる自然環境の連続性と、連続性を維持するために必要な回廊の幅を確実に確保すること。</li> <li>構造物(管理用道路、送電線等)や工事に伴う伐採区域が回廊を横断しないこと。</li> <li>構造物(擁壁、側溝等)による動植物の移動経路の分断を確実に避けること。</li> <li>ロードキル防止の措置をとること。</li> <li>環境保全措置のうち、保全効果の検証や継続的な管理を要する措置については、事後モニタリングを実施し、モニタリング結果に基づいて順応的管理を行うこと。</li> </ul> <p>※準備書のうち、「生態系」の項目や、個々の「動物」や「植物」の項目において、上記の内容を確認</p>